

地理的表示に関する法務・人権大臣規則 2019 年 12 号の改正
に関する
インドネシア共和国
法務・人権大臣規則
2022 年 10 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は

- a. 製品の原産地、品質特徴および性質をより保証し、また住民がインドネシアの特定の地域の製品を守り、保護し、経済的に利用することを後押しするため、地理的表示に関する法務・人権大臣規則 2019 年 12 号を改正する必要があること；
- b.a 項の検討に基づいて、地理的表示に関する法務・人権大臣規則 2019 年 12 号の改正に関する法務・人権大臣規則を定める必要があること；

を検討し、

- 1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 17 条(3)項；
- 2. 省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、官報補遺 4916 号）；
- 3. 商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、官報補遺 5953 号）；
- 4. 法務・人権省に関する大統領令 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）；
- 5. 地理的表示に関する法務・人権大臣規則 2019 年 12 号（インドネシア共和国公報 2019 年 694 号）；
- 6. 法務・人権省の組織と作業手順に関する法務・人権大臣規則 2021 年 41 号（インドネシア共和国公報 2021 年 1365 号）；

を考慮し、

地理的表示に関する法務・人権大臣規則 2019 年 12 号の改正に関する法務・人権大臣規則

を定めることを決める。

第 I 条

地理的表示に関する法務・人権大臣規則 2019 年 12 号（インドネシア共和国公報 2019 年 694 号）の複数の規定を以下のように改正する：

1.第1条の規定を開始し、以下のようにする。

第1条

- 1.地理的表示とは、自然要因、人的要因、またはその2つの要因の組み合わせを含む地理環境要因が生み出される物品および/あるいは製品に特定の評価、品質および性質を与えるため、物品および/あるいは製品の原産地を示す表示である。
- 2.地理的表示に対する権利とは、地理的表示保護を与える根拠となる評価、品質および性質が存在している限りにおいて、国が登録された地理的表示の権利者に与える排他的権利である。
- 3.申請とは、大臣に提出される地理的表示登録の要請である。
- 4.申請人とは、地理的表示申請を提出する者である。
- 5.代理人とは、インドネシア共和国領域内に居住する、または居所を置く知的財産権コンサルタントである。
- 6.地理的表示専門チームとは、全国の地理的表示の登録、変更、取消、技術的育成および/あるいは監督に関して、地理的表示の明細書の評価を行い、大臣に意見/推薦を与える専門性を有する者からなるチームである。
- 7.地理的表示の明細書とは、地理的表示が申請される物品および/あるいは製品の地理的要因に関して、物品および/あるいは製品の評価、品質および性質を含む情報を記載した書類である。
- 8.提出日とは、知的財産総局に申請提出が行われた日である。
- 9.受理日とは、最低要件を満たして申請が受理された日である。
- 10.送付日とは、郵便の消印日および/あるいは電子メールの送信日である。
- 11.地理的表示公報とは、大臣が電子のおよび/あるいは非電子的手段を通じて発行し、地理的表示に関する規定を掲載する公式のメディアである。
- 12.地理的表示の監督とは、地理的表示が登録された物品の評価、品質および性質に対する監視である。
- 13.国際条約とは、一定の形式および名称において、書面で作成され、公法において権利と義務を生じさせる国際法で定められた条約である。
- 14.インドネシア地理的表示ロゴとは、既に登録され、法務・人権省知的財産総局から地理的表示証書を与えられた地理的表示製品の公式なアイデンティティとなる絵および文字からなる標章またはシンボルである。
- 15.インドネシア地理的表示製品原産地コードとは、既に登録され、法務・人権省知的財産総局から地理的表示証書を与えられた地理的表示製品の原産地を識別する文字または数字の形のマークである。
- 16.大臣とは法務および人権分野の行政業務を担当する大臣である。
- 17.日とは労働日である。

2.第3条(1)項と(2)項の間に(1a)項を挿入し、以下のようにする：

第3条

(1)第2条で定められた保護を得るために、申請人は大臣に申請を提出しなければならない。

(1a)(1)項で定められた申請人は以下の者である：

- a.以下の形の物品および/あるいは製品を取り扱う特定の地理的地域の住民を代表する団体：
 - 1.天然資源；
 - 2.手工芸品；あるいは
 - 3.工業製品；および
- b.州あるいは県/市政府

(2)申請は申請人またはその代理人がインドネシア語でフォームに記入することで提出される。

(3)(1)項で定められた申請には、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。

(4)(1)項で定められた申請フォームには少なくとも以下を記載する：

- a.申請の年月日；
- b.申請人の氏名と住所；
- c.申請が代理人を通じて行われる場合、代理人のフルネームと住所；
- d.地理的表示の名称；
- e.物品名；および
- f.地理的表示の翻訳、翻字およびラベル

(5)(1)項で定められた申請の提出においては以下を添付しなければならない：

- a.申請費用の支払証明；
- b.最小 2x2 センチ、最大 9x9 センチの寸法の地理的表示ラベル 2 枚；
- c.地理的表示の明細書の概略または要約；
- d.地理的表示申請が外国に由来する場合、原産国での承認および/あるいは登録に関する正式な証書または証拠文書の写し；
- e.申請が代理人を通じて行われる場合、委任状；
- f.地理的表示の明細書；および
- g.b から d の電子書類

(6)(4)項 f で定められた地理的表示の明細書は以下からなる（訳注：原文ママ。明細書に触れているのは(5)項 f）；

- a.登録申請される地理的表示申請のデータ；
- b.登録申請される地理的表示の名称；
- c.地理的表示により保護される製品名；
- d.特定の物品と同一分類の他の物品を差別化する性質および品質に関する説明；
- e.地理的表示および自然要因と人的要因が生み出される物品の品質または性質に対する影響を与える不可分のものであることの説明；
- f.地理的表示によりカバーされる地域の境界および/あるいは地図に関する説明；
- g.地理的表示に関する地域住民の主張を含む、その地域で生み出される物品を特徴づける、地理的表示製品に関する歴史と伝統についての簡潔な説明；
- h.その地域の全ての製造者が製造、加工または作成できるように、用いられている製造プロセ

- ス、加工プロセスおよび作成プロセスを明らかにする説明；
 - i.生み出された物品の品質検査に用いられる方法に関する説明；および
 - j.物品に用いられ、地理的表示を記載するラベル
- (7)地理的表示登録申請のフォームと地理的表示明細書の記述方法は、本大臣規則の不可分な一部である添付書類 I に掲載する。

3.第 IV 章と第 V 章の間に第 IVA 章を挿入し、以下のようにする：

第 IVA 章

地理的表示ロゴとインドネシア地理的表示製品原産地コード

4.第 37 条と第 38 条の間に第 37A 条、第 37B 条、第 37C 条、第 37D 条、第 37E 条を挿入し、以下のようにする：

第 37A 条

- (1)全ての地理的表示製品の包装にインドネシア地理的表示ロゴを記載する義務がある。
- (2)インドネシア地理的表示ロゴは：
- a.製品の包装；および
 - b.その他の宣伝媒体
- の左端に適切な寸法で記載する義務がある。

第 37B 条

- (1)インドネシア地理的表示ロゴには以下を記載する：
- a.蓮の花の絵；
 - b.輪の中に「インドネシア地理的表示 (INDIKASI GEOGRAFIS/GEOGRAPHICAL INDICATION)」の表記；
 - c.社会的、民族的、愛国的な生活における統一を目的としたインドネシア民族のアイデンティティを示す蓮の花の下の「インドネシア」の文字；および
 - d.以下からなる色の配置；
 - 1.赤色の蓮のロゴとインドネシアの文字；および
 - 2.「地理的表示 (INDIKASI GEOGRAFIS/GEOGRAPHICAL INDICATION)」の文字と蓮のロゴの背景色に白色
- (2)(1)項 a で定められた絵の意味は：
- a.陸/地および水中の 2 つの自然で生きる蓮の花；
 - b.外に出た花と池、川あるいは沼の底の泥中にある地下茎から伸びる茎は 2 つの大陸、2 つの大洋、2 つの季節を有するインドネシアの自然が生物多様性を生み出し、地理的表示の源泉となったという意味を持つ；
 - c.蓮の花の 5 枚の花弁はインドネシア共和国の 5 原則、パンチャシラを象徴する；および

d.赤と白の組み合わせは、インドネシアを原産とする地理的表示製品を示すインドネシア国旗の色を象徴する。

(3)(1)項 d で定められた配色の意味は以下のものである：

- a.赤色は勇敢さ、この場合、国内・国際市場でのインドネシアの地理的表示製品の競争力を示す；および
- b.白色は崇高さ、この場合、インドネシアの地理的表示製品を保護する際の誠実で崇高な意図を示す。

第 37C 条

第 37B 条で定められたインドネシア地理的表示ロゴは、本大臣規則の不可分な一部である添付書類 IV に掲載される。

第 37D 条

(1)全ての地理的表示製品の包装は地理的表示証書の番号とインドネシア地理的表示製品原産地コードを記載する義務がある。

(2)インドネシア地理的表示原産地コードは：

- a.製品の包装；および
- b.その他の宣伝媒体

の左端に適切な寸法で記載する義務がある。

第 37E 条

(1)インドネシア地理的表示製品原産地コードは以下に関する情報を掲載する：

- a.生産者；
- b.農家；
- c.加工業者；および/あるいは
- d.マーケター

(2)(1)項で定められた情報の記載の他、インドネシア地理的表示原産地コードは地理的表示原産地位置コードと収穫または生産年月日コードを記載する。

5.第 39 条と第 40 条の間に第 39A 条を挿入し、以下のようにする：

第 39A 条

第 37A 条で定められたように包装および宣伝メディアに記載されたインドネシア地理的表示ロゴは、本大臣規則の法制化の日から遅くとも 1 年で新たなインドネシア地理的表示ロゴに一致させなければならない。

第 II 条

本大臣規則は法制化の日から施行される。

すべての者が知ることができるよう、本大臣規則の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2022年4月25日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにて法制化

2022年4月25日

インドネシア共和国

法務・人権大省

法令総局長

署名

BENNY RIYANTO

添付書類 IV

地理的表示に関する法務・人権大臣規則 2019 年 12 号の改正
に関する
インドネシア共和国
法務・人権大臣規則
2022 年 10 号

インドネシア地理的表示ロゴ



インドネシア共和国
法務・人権大臣
署名
YASONNA H. LAOLY